

地域の会前回定例会以降の動き

令和5年8月2日

新潟県防災局原子力安全対策課

1 安全協定に基づく状況確認

(1) 7月11日、柏崎市、刈羽村とともに、発電所の月例の状況確認を実施しました。

[主な確認内容]

- 7号機残留熱除去系の安全対策工事において電源ケーブルを移設した際、ケーブルの一部を火災防護区域外に敷設していた不適合について説明を受け、現場確認を行いました。
- 事故時に原子炉建屋内に漏えいした水素の濃度が、どのように変化するかを評価した解析に誤りがあった不適合について、原因の調査状況や再発防止対策の説明を受け、現場確認を行いました。

2 原子力災害時の住民避難を円滑にするための道路整備等に関する要望

7月18日、花角知事が櫻井市長と品田村長とともに、西村内閣府特命担当大臣（原子力防災）に対し、原子力災害時の住民避難を円滑にするための道路の整備等について、別紙のとおり要望しました。

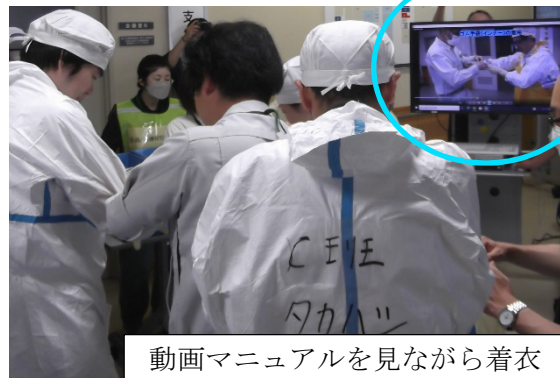


3 緊急時モニタリング個別実動訓練

7月28日、緊急時モニタリング個別実動訓練を実施しました。

今年度は、例年実施している基本的なモニタリング（環境試料の採取や走行測定等）の確認に加え、可搬型エアサンプラによる大気試料採取を実施しました。また、要員の円滑な活動に資するため、新たに作成した動画マニュアルを活用し、訓練を行いました。

〔参加機関〕新潟県、柏崎刈羽原子力規制事務所、東京電力HD（株）



4 その他

7月21日：報道発表 [今年度の原子力防災訓練は、国の原子力総合防災訓練と一体となって実施します]

内閣府特命担当大臣（原子力防災）

西 村 明 宏 様

原子力災害時の住民避難を円滑に
するための道路の整備等に関する
要望書

令和5年7月

新潟県知事 花 角 英 世

柏崎市市長 櫻 井 雅 浩

刈羽村長 品 田 宏 夫

原子力災害時の住民避難を円滑にするための 道路の整備等について

柏崎刈羽原子力発電所立地地域である柏崎市及び刈羽村の住民の安全と安心を確保するため、原子力災害時の住民避難を円滑にするための道路について、地方負担を求めず国において確実に整備等すること。

原子力災害時に柏崎刈羽原子力発電所周辺の柏崎市及び刈羽村の住民が、迅速かつ円滑に避難するためには、多くの車両が通行することができる高速道路を一層活用するため、北陸自動車道への進入路をより多く整備することが重要である。

また、当該地域の住民の多くが南西方向の上越市、糸魚川市、妙高市方面に避難することから、北陸自動車道と並ぶ幹線道路である国道8号柏崎バイパスの早期全線供用に向けた事業促進や既存道路の改良整備が重要である。

なお、当該地域は、平成7年7.11水害、平成16年7.17水害、平成17年6.28水害や、平成19年新潟県中越沖地震、令和3年1月及び令和4年12月の豪雪等の自然災害を経験した地域であることから、これらの整備に当たっては、水害や震災、豪雪等の自然災害との複合災害を考慮することが必要である。

さらに、令和4年12月の豪雪においては、災害救助法が適用されることとなった国道8号の22km、38時間に及ぶ車両滞留や通行止め、並行する北陸自動車道の通行止めを招き、当該地域の多くの住民が避難するべき南西方向への交通が断絶されたところである。

同豪雪については、原子力発電所に近いP A Z住民が避難時に使用する国道116号においても長時間の渋滞を招くなど、その影響は広範囲に及んだところである。

については、下記のとおり、国策として原子力発電を進めてきた国の責任において地方負担を求めず確実に道路を整備等するよう要望する。

記

- P A Z内で高速道路に乗り入れすることができる北陸自動車道と国道8号との交差点部（柏崎市曾地）のスマートインターチェンジ（避難路）の整備。
- 上越方面への避難時に使用可能な北陸自動車道と国道353号との交差点部（柏崎市上方）のスマートインターチェンジ（避難路）の整備。
- 冬期間、荒天時など、南西方向への避難時に、国道8号米山大橋前後において通行止めや著しい交通障害が度重なり発生する実態、可能性を踏まえた、北陸自動車道米山インターチェンジの移設や米山サービスエリアへの緊急進入路の整備など、米山大橋より柏崎市市街地側から北陸自動車道に乗り入れすることができる進入路の整備。
- 国道353号から上越方面への避難路として有効な県道柿崎小国線（柏崎市田屋～上越市柿崎区黒岩間）が、冬期間閉鎖により避難路として使用できない状況等を踏まえた、トンネル新設など、円滑な避難に必要な既存道路の改良整備。
- 北陸自動車道と並ぶ幹線道路である国道8号柏崎バイパスの早期全線供用に向けた、地方負担に対する財政措置。

（内閣府（原子力防災担当））

（財務省主計局）

今年度の原子力防災訓練は、国の原子力総合防災訓練と一体となつて実施します

県では、例年、原子力災害広域避難計画の実効性を高めるとともに、原子力災害発生時に備えた対応力のさらなる向上を図るため、原子力防災訓練を実施しています。今年度は、国の原子力総合防災訓練と一体となって下記のとおり実施します。

記

1 日 程

令和5年 秋頃

2 場 所

県庁、柏崎刈羽原子力防災センター、県内各会場

3 参加機関

県、市町村、内閣府、原子力規制庁、防災関係機関、東京電力など

4 内 容

柏崎刈羽原子力発電所での事故を想定し、県災害対策本部において対処方針を決定する本部運営訓練や、住民避難、屋内退避、スクリーニングの住民避難訓練等を行う。

5 その他

現在、国、市町村や関係機関と訓練内容を調整中であることから、詳細については、後日改めてご案内いたします。

本件についてのお問い合わせ先

原子力安全対策課 諏訪

(直通) 025-282-1695 (内線) 6452

令和5年8月2日
新潟県

「地域の会」委員質問への回答

〈竹内委員〉

○ 質問 2：新潟県・柏崎市・刈羽村

新潟県・柏崎市・刈羽村は、①～③の状況で、国ではなく「自治体が状況を見て対応」しなければならないという認識をもっていましたか。(質問)

- ① 複合災害で PAZ が屋内退避となった場合の対応
- ② 重要配管の破断などで、フィルターを通さずに高濃度の放射性物質が放出されてしまった場合の PAZ の避難
- ③ ①②を含む何らかの理由で、PAZ と UPZ が同時避難をしなければならない状況への対応
 - ・ 「自治体が状況を見て対応しなければならないという認識があった」との回答の場合、①～③それぞれのケースについて事前に対応方法を検討する予定がありますか(質問)
 - ・ 「認識がなかった」との回答の場合、今後、国とどのようにすり合わせていきますか (質問)

回 答

原子力災害時における避難等の実施については、国の原子力災害対策指針において、「原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえてその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、地方公共団体を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝えなければならない。」とされており、県としましては、この方針に沿って対応していくものと認識しております。